

浜の活力再生広域プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	新上五島町広域水産業再生委員会
代表者名	会長 石田 信明

広域再生委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・新上五島町地域水産業再生委員会 （有川町漁業協同組合、新魚目町漁業協同組合、若松町中央漁業協同組合、 神部漁業協同組合、若松漁業協同組合、浜串漁業協同組合） ・上五島地域水産業再生委員会 （上五島町漁業協同組合） ・新上五島町 ・長崎県五島振興局
オブザーバー	なし

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の 範囲及び 漁業の種類	<p>【対象となる地域の範囲】</p> <p>長崎県南松浦郡新上五島町全域</p> <p>【対象となる漁業の種類（漁業経営体数）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一本釣</td> <td style="width: 20%;">780 経営体</td> <td style="width: 30%;">旋網</td> <td style="width: 20%;">8 経営体</td> </tr> <tr> <td>刺網</td> <td>102 経営体</td> <td>採介藻</td> <td>349 経営体</td> </tr> <tr> <td>延縄</td> <td>18 経営体</td> <td>貝類養殖</td> <td>20 経営体</td> </tr> <tr> <td>魚類養殖</td> <td>20 経営体</td> <td>藻類養殖</td> <td>7 経営体</td> </tr> <tr> <td>定置網</td> <td>25 経営体</td> <td>船曳網</td> <td>14 経営体</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>92 経営体</td> <td>計</td> <td>1,435 経営体</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（組合員数 3,187 名）</p>	一本釣	780 経営体	旋網	8 経営体	刺網	102 経営体	採介藻	349 経営体	延縄	18 経営体	貝類養殖	20 経営体	魚類養殖	20 経営体	藻類養殖	7 経営体	定置網	25 経営体	船曳網	14 経営体	その他	92 経営体	計	1,435 経営体
一本釣	780 経営体	旋網	8 経営体																						
刺網	102 経営体	採介藻	349 経営体																						
延縄	18 経営体	貝類養殖	20 経営体																						
魚類養殖	20 経営体	藻類養殖	7 経営体																						
定置網	25 経営体	船曳網	14 経営体																						
その他	92 経営体	計	1,435 経営体																						

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

<p>新上五島町は、長崎県の最西端、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島及びその周辺の島々で構成され、定置網漁業、刺網漁業、一本釣漁業などの沿岸漁業と遠洋大型旋網漁業に加え、ブリ類やクロマグロ、二枚貝といった養殖業も盛んな地域である。</p> <p>この海域は、マアジ、サバ類、マダイ、ヒラマサ、ブリ、イカ類、マグロ類、カツオ類、トビウオ、タチウオなど多種多様な魚種が来遊し、サザエやアワビ等の貝類も水揚げされる恵まれた漁場環境下であり、平成 26 年の水揚げは、7,112t、金額で 4,757 百万円にのぼるほか、遠洋旋網漁業の基地港も存在している。しかしながら、離島地域であるため、燃油、資材、出荷等にかかるコストが割高となっており、加えて、近年の燃油価格高騰や魚価の低迷、消費者(魚食及び人口)の減少等も重なり、当地域の水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。そのため、平成 26 年度には上五島地域において鮮魚のブランド化を中心に、また平成 27 年度には新上五島町地域において活魚取扱量の増加と鮮魚取扱技術の向上を柱とした浜の活力再生プランを策定し、漁業者の所得向上に向けて取組を推進しているところである。</p>

漁業生産を支える島内漁協の共同利用施設については、製氷施設を中心に、耐用年数を経過している施設が多く、今後維持管理及び建て替えに莫大な費用が発生する可能性が高いため、漁協間による施設の機能再編等が必要となってきている。

また、本地域の担い手については、平成 27 年度末現在の組合員数が 3,187 名（正組合員 877 名、准組合員 2,310 名）で、そのうち 60 歳以上の正組合員の割合は 65%を占めており、高齢化が進み後継者対策が重要な課題の一つでもある。このため新上五島町では、漁業担い手確保協議会を設置し、新上五島町漁業担い手確保計画に沿って各種支援事業を活用しながら漁業後継者の確保育成に取り組んでいる。

さらに、近年、定置網におけるクロマグロの混獲が散見されているところであるが、WCPFC（中西部太平洋マグロ委員会）で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するためには、当該地域の定置網を休漁せざるを得ず、かかる事態となれば、本広域浜プランに掲げる集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などの取組に支障を来すこととなるため、定置網経営体が協力してクロマグロの混獲回避に取り組む必要がある。

（2）その他の関連する現状等

平成 28 年 3 月末の島内人口は 20,249 人で、平成 22 年の国勢調査による就業構造は、第 1 次産業が 11.4%、第 2 次産業が 16.0%、第 3 次産業が 72.7%であり、第 1 次産業のうち 92.5%を水産業が占めている。

漁業者の所得向上に向け、策定した浜の活力再生プランに基づき取組を推進しているところではあるが、水産物の島外出荷は全て航路輸送に委ねざるを得ない。そのルート（有川港→佐世保、奈良尾港→長崎、青方港→博多）及び出航時間は限定されているため、航路便に応じた出荷体制が必要であり、これまでは、各漁協がそれぞれのルートを利用し各々で出荷してきたが、単一漁協では必要ロットが揃わないため、佐世保、長崎、博多に到着後利用できない出荷先が存在する、新たな出荷先の開拓が行い難い、個々でトラック等を確保しているため輸送経費にロスが大きい等の課題があり、今後、コスト削減並びに魚価の向上を図るため、流通体制の機能集約・再構築が大きな課題となっている。

また、近年では世界遺産登録に向けた取り組みの影響もあり、年間 27 万人の観光客が来島し、島内に賑わいをもたらしているものの、島民全体の所得向上までは波及していない状況であるため、水産資源を観光資源へと転化する必要がある、その基盤である島内流通体制の構築が急務である。

3 競争力強化の取組方針

（1）機能再編・地域活性化に関する基本方針

①集出荷の機能集約

2-（2）で記載のとおり、本地域の水産物の島外出荷・流通は、必ず 3 つのルートのいずれかを經由する形となる。島内消費を加えると、主たる流通ルートは一度 4 つに集約される。本地域は島の全域に漁協が点在しているため、4 つのルートを利用していくにあたり、これまでの集出荷体制では下記の課題が解決できていない。

【現行の集出荷機能の主な課題】

- 各漁協とも近隣港から出航する航路便の時刻に合わせ、午前中に 1 回集荷している。そのため集荷時刻を過ぎて水揚げされた物については、翌日に出荷されている。（漁獲から出荷までの時間が長い。）
- 定置網などで季節的に水揚げが集中する漁協は、運搬船を所有し直接本土地区に運搬しているが、漁閑期等の積載が少ない場合、効率的な運搬手段とは言い難い。
- それぞれの漁協で流通業者への運搬委託、トラック等の確保をしているため輸送経費のロスが大きい。
- 単一漁協では必要ロットが揃わないため、本土到着後に利用できない出荷先が存在する。

○単一漁協では必要ロットが揃わないため、新たな販路開拓、商談が行い難い。

これらの課題を解決に向け、②で漁業者が行う取組を確実に所得向上へつなげていくため、漁協、漁連、行政機関等において、新たに「流通改善推進部会」（以下「流通部会」）を設け、以下の機能集約の取組みを地域全体で推進し、コストの削減及び魚価の向上を図る。

【流通改善に向けた機能集約】

流通部会で、日々の水揚状況・市場価格・利活用している出荷先・利活用できていない出荷先・流通運搬・新たな販路および商談等の情報を密に共有し、

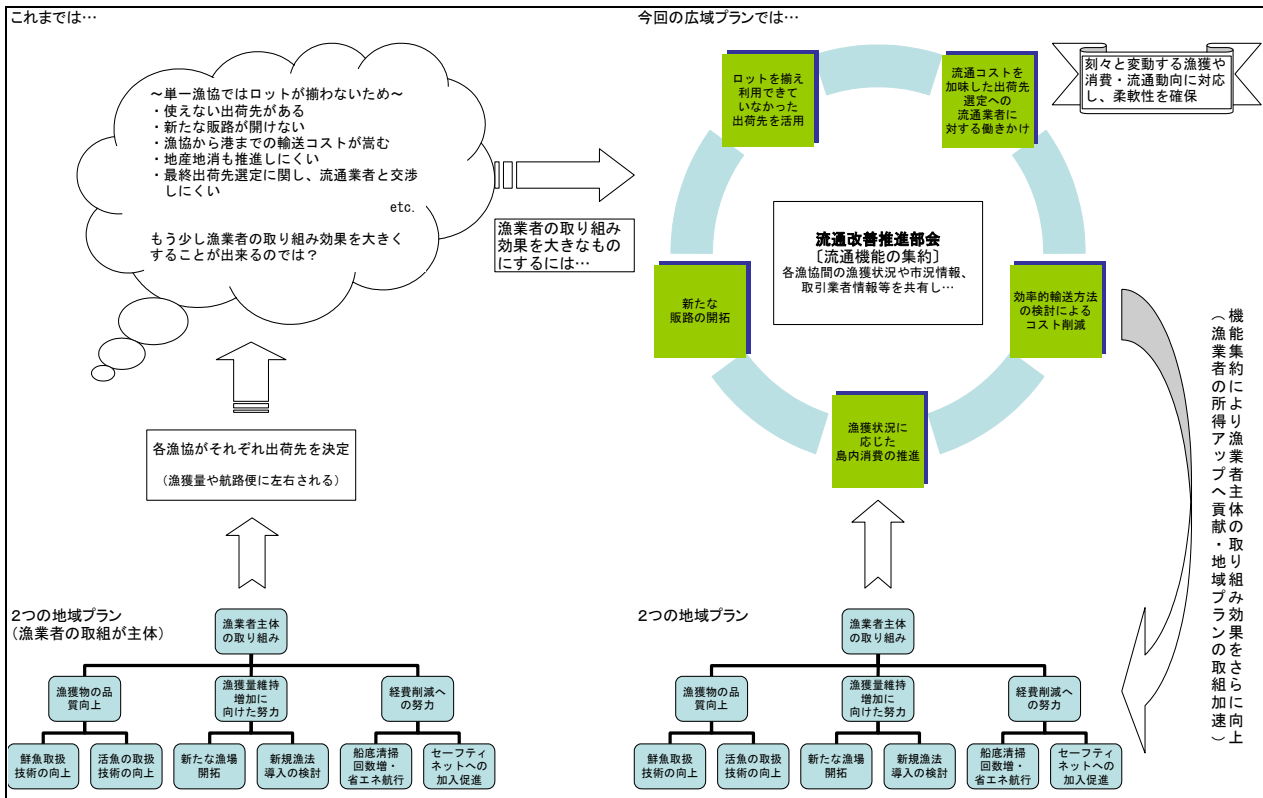
- 1) 漁協が連携し、漁連等と調整を図り、流通コストを加味して漁業者の収益性が高くなる市場に出荷できるよう調整を行う。
- 2) 効率的な島内輸送（輸送手段の共同利用）集荷体制を構築し、コスト削減とともに、輸送経路の多様化（最寄りの港からの出荷のみではなく、他の港からの島外出荷、利用してこなかった航路便の活用など）を図る。
- 3) 活魚出荷により収益性が高まる魚種については、漁協間で水揚情報を共有する等連携を取り、短期蓄養・出荷調整を行うために、漁協においては必要な設備（短期蓄養水槽等）の導入を行う。
- 4) 鮮魚・活魚とも漁協の枠を越えてロットを揃える事で、各漁協がこれまで利用できていなかった出荷先の活用や新たな販路開拓を行い取扱単価の向上を図る。
- 5) 漁協所有運搬船の効率的運用（他漁協水揚物の委託運搬・他漁協の水揚状況に応じた運行時刻の調整）による輸送コストの削減を検討する。
- 6) 定置網・旋網等で獲れる養殖餌料となる魚種については、漁協の枠を越えて、漁協及び養殖業者間で情報を共有し、原料の確保、保管、供給を行う体制を強化する。

②漁業生産体制の強化

漁獲量が減少傾向にある中、漁業者を中心に下記の取組みを実行し漁業収入の向上及び漁業経費の削減を目指す。

- 1) 鮮魚においては、上五島地区でブランド化に成功した「五島箱入り娘」の事例にならい、地域全体に統一した取扱い基準を導入し、一本釣・定置網漁業者等の鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカの墨袋除去）を向上させることにより魚価の向上を図る。
- 2) 活魚においても、船上及び短期蓄養時の管理方法の統一を図り、品質を揃えることにより魚価の向上を図る。漁協においては必要な設備（短期蓄養水槽等）の導入を行う。
- 3) 新規漁法の導入、新たな漁法・漁場の開拓に取り組むとともに、浮魚礁等新たな漁場整備計画について行政と連携しながら検討を進める。
- 4) 上五島地域、新上五島町地域水産業再生委員会で策定した浜の活力再生プランにも記載のとおり、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等により、漁業経費の削減による所得向上を目指す。

①+②の取組イメージ図



③養殖業の競争力強化

資材や飼料価格の高騰、魚価の低迷、天然種苗の確保が不安定など、諸々の課題に対応すべく、漁協の枠を越えて消費ニーズに応じた生産・出荷体制の構築及び多角的経営を目指すことで競争力強化を図る。

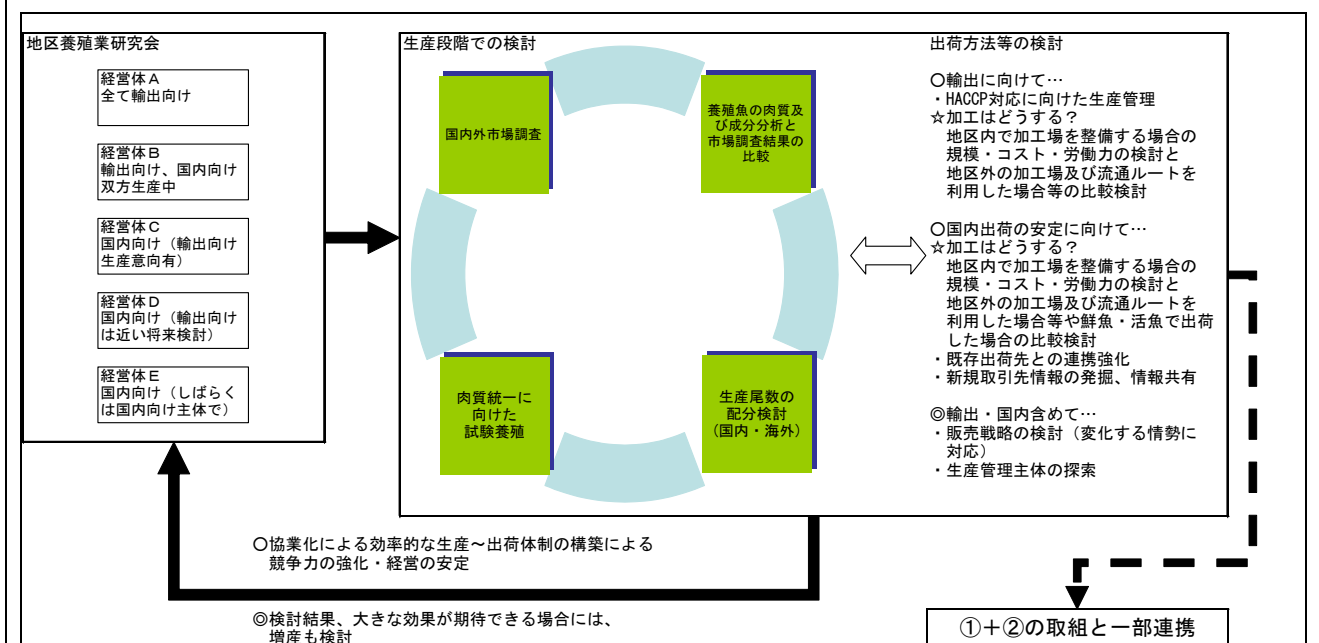
1) 魚類養殖業

拡張基調にあるクロマグロ養殖においては、県産マグロの規格・出荷マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していくとともに、需要の高まりつつある 50kg 以上の大型魚への生産移行を検討する。

ブリ類養殖においては、各種承認制度を活用し品質の向上と安心・安全な養殖魚作りを推進するとともに、低コスト飼料の開発・実証・実用化を進める。また、生産の中核である若松地区を中心に「地区養殖業研究会」を組織する。研究では国内向けの生産体制を維持しつつ、輸出展開も視野に入れ、コンサルタント等の指導を受けながら協業化を推進する。その中で地元生産魚の肉質統一に向け、魚粉含量や魚油等飼料成分や給餌期間について試験分析を行い、飼料の設計等を決定する。その他、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制を構築するとともに、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を実施し、漁場環境の把握に努める。

また、定置網等町内で水揚げされる魚で価格が安いなど養殖用生餌として利用できるものは、漁協の枠を超えて保管供給を行うほか、県外で水揚げされた魚の利活用も行き、安定確保に努める。

(イメージ図)



2) 貝類・介類養殖業

カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を研究する。アワビ等の給餌型養殖については餌用藻類の安定確保に向け、藻類養殖との複合経営を検討するとともに、⑥と連携し藻場回復への各種取組みに参画する。

また、①とも連携し、収益性の高い販売戦略を検討する。

3) 藻類養殖業

ヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類について養殖の可能性を模索するとともに、既存の養殖種については①とも連携し、収益性の高い販売戦略を検討する。

また 2)とも連携し、餌用藻類としての利用・販売を進める。

4) その他

各養殖業者においては、上記取組を進めるにあたり計画的に設備投資・機器更新を行う。設備投資・機器更新においては、各種助成事業の利活用も検討する。

また、ナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養及び養殖の可能性、地域内での陸上養殖の可能性についても検討する。

④ 共同利用施設の再編

上記取組を効率的に推進していくために、各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるような施設の集約を行い、漁協の枠を越えた相互利用により生産コストの削減を図り漁業経営の安定化を推進し、併せて競争力強化に向けた施設整備を検討していく。

⑤ 漁港機能再編

また、漁港機能についても共同利用施設と同様、人口減少等にも対応しインフラの集約・縮減を図るため、拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進する。

⑥ 効率的・効果的な資源造成

根付漁業の生産基盤、幼稚仔の育成場所である藻場の衰退が著しいため、長崎県藻場回復ビジョンに基づき藻場回復への各種取組を展開する。

種苗放流によるアワビ等根付資源の維持・造成については、磯焼けに伴う種苗放流適地および生息場所の減少が課題であり、藻場回復策を展開していくとともに、島内2つのアワビ種苗生産施設を一本化し、藻場の回復状況に応じた効率的な種苗供給・放流体制を整えるとともに、施設運営の効率化を図る。

魚類においては漁協及び町が五島列島栽培漁業推進協議会に参画し、長崎県ヒラメ共同放流教科支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成と管理のあり方について検討を進める。

⑦地域活性化対策

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組みにより近年増加傾向にある観光客に対して、観光事業と組み合わせた市場づくり（魚市場見学・直売所等）を推進する。

また、水産物の地産地消を図る新たなイベント（地区外からの若者の新規就業の機会増を目指し、観光業とも連携した短期滞在型の漁業体験プログラム等）を企画・開催し、地域活性化を図る。

以上の集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などといった取組を支障なく実施するには、定置網漁業の安定的な操業の実施が必要である。そのため、定置網経営体は協力してクロマグロ混獲回避の取組を行う。

（2）中核的担い手の育成に関する基本方針

①新上五島町広域水産業再生委員会における中核的担い手

地域の主幹産業としての責任と高い経営改善意欲を持ち、当プランの達成に向け積極的に努力する者で、次の1～3に該当する者を、漁協の推薦のうえ中核的担い手（中核的漁業者）として認定する。

- 1) 独立型漁業において、資源状況に応じた漁獲の実施、効率的な操業の模索など常に研鑽を行いながら、藻場造成等の漁場環境保全活動にも積極的に参加する漁業者。
- 2) 雇用型漁業において、適正操業を推進しながら、将来にわたる漁業経営の安定と新たな雇用創出に努める者。
- 3) 近い将来に上記1及び2に該当すると思われる漁業後継者及び新規就業者。

②中核的担い手の確保

漁協は行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとりながら、漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。また、雇用型漁業においては、国の取組による就業者の確保について検討を進めるとともに、地域内の高校等と求人・求職情報の連携について模索する。

行政機関においては、漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修、漁船リース事業の活用による独立時及び計画的な漁船更新時の支援など、各種制度を活用しながら総合的な推進体制を構築し、積極的な支援を実施する。また、新規就業を促す1つの方策として、住環境の整備についても検討を進める。

加えて、地区外からの若者の新規就業の機会を増やすべく、観光業とも連携し短期滞在型の漁業体験プログラム（漁業体験イベント）の実施に向けて検討する。

③中核的担い手の育成

中核的担い手として新上五島町広域水産業再生委員会から認定を受けた者は、水産経営支援事業を活用するなど経営改善に取り組みながら、計画的かつ効率的に漁船の更新や機器整備を実施するとともに、新規漁法の導入に取り組みむなど経営基盤の強化と収益性向上を図る。また、地域のモデル経営体と

して新たな若手漁業者の育成に努める。

漁協及び行政機関は、中核的担い手として新上五島町広域水産業再生委員会から認定を受けた者に対し、上記に対する支援に加え、漁労技術や鮮度保持技術など漁業者としての資質向上にかかる研修を実施し、地域のリーダーとしての育成を進める。また、青年部等のグループ化を推進し、グループ間における操業情報の交換・共有を図るとともに、グループを対象として他地区漁業者との意見交換会の開催や先進地視察等に係る支援を行い、経営基盤の強化と収益性向上へのさらなる意識醸成を効率的に進める。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

長崎県漁業調整規則及び漁協ごとの漁業権行使規則に従い実施するとともに、長崎県資源管理指針に基づき資源の維持管理に努める。また、各地域浜プランに基づき磯焼け対策等の取組みによる漁場の管理・改善を行う。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成28年度）

取組内容	
	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>①集出荷の機能集約【流通改善に向けた機能集約】</p> <ul style="list-style-type: none">・漁協、漁連、行政機関等において、地域全体で集出荷の機能集約を図ることを目的に、新たに「流通改善推進部会」を設ける。・漁協は、流通改善推進部会を中心として、島内輸送集荷体勢について漁協間での情報共有・連携のもと輸送手段の共同利用を推進するため、新たな手段及びルートを利用した集出荷体制の再構築を検討する。・漁協は、活魚出荷により収益性が高まる魚種について、漁連・魚市場等と情報を共有し、出荷調整等の取組みについて検討する。・漁協は、それぞれがこれまで利用できていなかった出荷先の活用や新たな販路開拓を推進し、取扱単価の向上に向けた取組みを検討する。・漁協及び旋網漁業者は、養殖餌料となる魚種については、養殖業者と連携を図り、養殖用餌料として確保する。 <p>②漁業生産体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・鮮魚において、既に確立された評価の高い鮮魚保持技術を地域全体に導入し、一本釣・定置網漁業者等の鮮魚取扱い技術（活締め、水氷、神経抜き、イカの墨袋除去）を向上させ、鮮魚出荷の魚価向上を推進する。・活魚においても、船上及び短期蓄養時の管理について、品質を揃える管理手法を模索・検討する。・漁協は、新たな漁法・漁場の開拓を漁業者に推進する。・漁協は、漁業経費の削減による所得向上を図るため、漁業者に対し、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等を図る。 <p>③養殖業の競争力強化</p> <p>1) 魚類養殖業</p>

- ・クロマグロ養殖においては、県産マグロの規格基準・出荷管理マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していく。
- ・ブリ類においては、生産の中核である若松地区を中心に「地区養殖業研究会」を組織し、協業化に向けた検討を進めるため、コンサルタント等の指導を受ける。
- ・施設整備については、グループ等において各種助成事業を利活用するなど計画的に実施する。
- ・行政機関と漁協は、養殖業者と共に、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制の構築に向けた取組みを検討する。
- ・行政機関と養殖業者は、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を連携して実施し、漁場環境の把握に努める。

2) 貝類・介類養殖業

- ・カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を研究する。
- ・アワビ等の給餌型養殖については、餌用藻類の安定確保に向け、藻類養殖との複合経営を検討する。

3) 藻類養殖業

- ・漁協は、ヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類について養殖の可能性を模索・検討する。

④ 共同利用施設の再編

- ・行政機関と漁協は、各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるよう施設の集約に向けた検討を行い、漁協の枠を越えた相互利用の推進を図る。

⑤ 漁港機能再編

- ・行政機関と漁協は、人口減少等にも対応したインフラの集約・縮減を図るため、拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進を検討する。
- ・行政機関と漁協は、共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに整備計画に基づいた計画的な整備を推進する。

⑥ 効率的・効果的な資源造成

- ・行政機関は、磯やけ等の影響による餌場の減少に伴い、減少傾向にあるアワビ等根付資源について、需要状況に応じた効率的な種苗供給・放流体制を整える為、島内2つのアワビ種苗生産施設を一本化し施設運営の効率化を図る。
- ・行政機関と漁協は、各地域に組織されている藻場見守り隊と連携し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、藻場回復への各種取組を展開する。
- ・行政機関と漁協は、長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成と管理のあり方について検討を進める。

⑦ 地域活性化対策

- ・行政機関と漁協が連携し、近年増加傾向にある観光客に対して、魚市場見学等観光事業と組み合わせた取組みを模索・検討する。
- ・漁協青年部による水産物の地産地消を図る新たなイベントを開催し、地域活性化を

	<p>図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成対策</p> <p>①担い手確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとり漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。 ・行政機関は、漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生等に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行う。 <p>②担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域再生委員会は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの支援を実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）／（１）－② ・新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）／（１）－② ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（国）／（１）－② ・離島輸送コスト支援事業（国）／（１）－② ・長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業（県）（１）－③ ・重要資源育成支援事業（県）（１）－③ ・強い養殖業経営体づくり総合対策事業（県）／（１）－③ ・収益性向上養殖技術開発事業（県）／（１）－③ ・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業等）（国）／（１）－④⑤ ・水産物供給基盤機能保全事業（国）／（１）－⑤ ・農山漁村地域整備交付金事業（国）／（１）－⑤ ・海岸堤防等老朽化対策事業（国）／（１）－⑤ ・漁港施設機能強化事業（国）／（１）－⑤ ・離島漁業再生支援交付金事業（国）／（１）－⑥ ・浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）／（２）－① ・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）／（２）－② ・競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）／（２）－② ・水産業経営支援事業（県）／（２）－② ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）／（１）－③

2年目（平成29年度）

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>①集出荷の機能集約【流通改善に向けた機能集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域再生委員会は、流通改善推進部会において、広域浜プラン実証調査支援事業を活用し、市場調査等を行い、収益性の高い市場への出荷調整を試験的に実施する。 ・漁協は、流通改善推進部会を中心として、同じく広域浜プラン実証調査支援事業を活用し、昨年検討した結果をもとに島内輸送集荷について漁連等と連携し、これまで低利用であったルートを使った集出荷を試験的に実施する。 ・漁協は、昨年検討した結果をもとに活魚出荷により収益性が高まる魚種について、
------	--

短期蓄用等により漁協間で水揚情報を共有しつつ出荷調整を行う。

- ・漁協は、漁協間で連携し、鮮魚、活魚ともロットを揃えることにより、新たな販路開拓に取り組む。
- ・漁協及び旋網漁業者は、養殖餌料となる魚種については、養殖業者と連携を図り、養殖用餌料として確保する。

②漁業生産体制の強化

- ・漁協と漁業者は、引き続き鮮魚において、既に確立された評価の高い鮮魚保持技術を地域全体に浸透させ、鮮魚出荷の魚価向上を推進する。
- ・併せて、活魚においても、引き続き船上及び短期蓄養時の管理について、品質を揃える管理手法を模索・検討する。
- ・漁協は、引き続き新規漁法の導入、新たな漁法・漁場の開拓を漁業者に推進するとともに、浮魚礁等新たな漁場整備計画について行政と連携しながら検討を進める。
- ・漁協は、漁業経費の削減による所得向上を図るため、漁業者に対し、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等を図る。

③養殖業の競争力強化

1) 魚類養殖業

- ・クロマグロ養殖においては、県産マグロの規格基準・出荷管理マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していくとともに、需要の高まりつつある50kg以上の大型魚への生産移行を検討する。
- ・ブリ類においては、昨年設立した若松地区養殖業研究会を中心に、各種承認制度を活用し品質の向上と安心・安全な養殖魚作りを推進するとともに、低コスト飼料の開発・実証・実用化を検討する。
- ・ブリ類の国内向けの生産を維持しながら、肉質統一にかかる養殖試験を検討する。
- ・施設整備については、グループ等において各種助成事業を利活用するなど計画的に実施する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き養殖業者と共に、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制の構築に向けた取組みを検討する。
- ・行政機関と養殖業者は、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を連携して実施し、引き続き漁場環境の把握に努める。

2) 貝類・介類養殖業

- ・カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を引き続き研究する。
- ・アワビ等の給餌型養殖については、餌用藻類の安定確保に向け、引き続き藻類養殖との複合経営を検討する。

3) 藻類養殖業

- ・漁協は、引き続きヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類について養殖の可能性を模索・検討する。

④共同利用施設の再編

- ・行政機関と漁協は、各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるよう、

引き続き施設の集約に向けた検討を行い、漁協の枠を越えた相互利用の推進を図る。

⑤漁港機能再編

- ・行政機関と漁協は、人口減少等にも対応したインフラの集約・縮減を図るため、引き続き拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進を検討する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに整備計画に基づいた計画的な整備を推進する。

⑥効率的・効果的な資源造成

- ・行政機関は、昨年一本化されたアワビ種苗生産施設を効率的に運営するとともに、種苗供給・放流体制について、漁協及び漁業者と連携し、根付資源の増加に努める。
- ・行政機関と漁協は、引き続き各地域に組織されている藻場見守り隊と連携し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、藻場回復への各種取組を展開する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成と管理のあり方について検討を進める。

⑦地域活性化対策

- ・行政機関と漁協が引き続き連携し、観光客に対して、魚市場見学等観光事業と組み合わせた取組みを検討する。
- ・漁協青年部による水産物の地産地消を図るイベントを引き続き開催し、併せて、町内の漁業士会とも連携して魚食普及活動に取り組み、地域活性化を図る。

以上の集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などといった取組を支障なく実施するため、定置網漁業者は、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。

（２）中核的担い手の育成対策

①担い手確保

- ・漁協は、引き続き行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとり、漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。
- ・行政機関は、引き続き漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生等に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行う。
- ・行政機関は、新規就業を促す方策として、住環境の整備について関係機関と連携し、検討を進める。

②担い手育成

- ・広域再生委員会は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、引き続き漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの支援を実施する。
- ・併せて、認定した中核的漁業者に対し、青年漁業士や指導漁業士など、浜のリーダーとしての認定を進めるとともに、長崎県経営支援協議会及び経営指導サポートセ

	<p>ンターと連携し、経営指導等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関は、青年部等のグループ化を推進し、グループ間における操業情報の交換・共有を図るとともに、グループを対象として他地区漁業者との意見交換会の開催や先進地視察等を検討する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域浜プラン緊急対策事業（国）／（１）－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）／（１）－② ・新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）／（１）－② ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（国）／（１）－② ・離島輸送コスト支援事業（国）／（１）－② ・長崎県ヒラメ共同放流教科支援事業（県）（１）－③ ・重要資源育成支援事業（県）（１）－③ ・強い養殖業経営体づくり総合対策事業（県）／（１）－③ ・収益性向上養殖技術開発事業（県）／（１）－③ ・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）（国）／（１）－④⑤ ・農山漁村地域整備交付金事業（国）／（１）－⑤ ・海岸堤防等老朽化対策事業（国）／（１）－⑤ ・漁港施設機能強化事業（国）／（１）－⑤ ・離島漁業再生支援交付金事業（国）／（１）－⑥ ・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県）／（２）－① ・新規漁業就業者確保育成総合対策事業（国）／（２）－① ・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）／（２）－② ・競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）／（２）－② ・水産業経営支援事業（国）／（２）－② ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）／（１）－③ ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）／（１）－⑥

3年目（平成30年度）

取組内容	<p>（１）機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>①集出荷の機能集約【流通改善に向けた機能集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域再生委員会は、引き続き流通改善推進部会において、広域浜プラン実証調査支援事業を活用し、前年度に検討した結果をもとに、更なる収益性の高い市場への出荷調整を試験的に実施する。 ・漁協は、流通改善推進部会を中心として、同じく広域浜プラン実証調査支援事業を活用し、引き続き島内輸送集荷について漁連等と連携し、これまで利用していなかったルートを使った集出荷を試験的に実施する。 ・漁協は、引き続き活魚出荷により収益性が高まる魚種について、短期蓄用等により漁協間で水揚情報を共有しつつ出荷調整を行う。 ・漁協は、漁協間で連携し、引き続き鮮魚、活魚ともロットを揃えることにより、新たな販路開拓に取り組む。 ・漁協及び旋網漁業者は、養殖餌料となる魚種については、養殖業者と連携を図り、養殖用餌料として確保する。 ・漁協は、漁協所有運搬船の効率的運用を図るため、他漁協水揚物の委託運搬・他漁協の水揚状況に応じた運行時刻の調整を図り、輸送コストの削減を検討する。
------	--

②漁業生産体制の強化

- ・漁協と漁業者は、引き続き鮮魚において、既に確立された評価の高い鮮魚保持技術を地域全体に浸透させ、鮮魚出荷の魚価向上を推進する。
- ・併せて、活魚においても、これまで船上及び短期蓄養時の品質を揃えた管理について検討した結果をもとに、地域全体での統一化に向けた取組みを推進する。
- ・漁協は、引き続き漁業者に対し、新たな漁法・漁場の開拓並びに浮魚礁等の利活用を推進する。
- ・漁協は、漁業経費の削減による所得向上を図るため、漁業者に対し、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等を図る。

③養殖業の競争力強化

1) 魚類養殖業

- ・クロマグロ養殖においては、県産マグロの規格基準・出荷管理マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していくとともに、引き続き需要の高まりつつある 50kg 以上の大型魚への生産移行を検討する。
- ・ブリ類においては、若松地区養殖業研究会を母体として、町内の養殖業者で組織を形成し、各種承認制度を活用し品質の向上と安心・安全な養殖魚作りを推進するとともに、低コスト飼料の開発・実証・実用化を検討する。
- ・ブリ類の国内向けの生産を維持しながら、肉質統一について試験養殖を一部開始する。
- ・施設整備については、グループ等において各種助成事業を利活用するなど計画的に実施する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き養殖業者と共に、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制の構築に向けた取組みを検討する。
- ・行政機関と養殖業者は、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を連携して実施し、引き続き漁場環境の把握に努める。

2) 貝類・介類養殖業

- ・カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を引き続き研究する。
- ・アワビ等の給餌型養殖については、餌用藻類の安定確保に向け、引き続き藻類養殖との複合経営を検討する。
- ・ナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養及び養殖の可能性、地域内での陸上養殖の可能性についても検討する。

3) 藻類養殖業

- ・漁協は、引き続きヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類について養殖の可能性を模索・検討する。

④共同利用施設の再編

- ・行政機関と漁協は、これまで各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるよう施設の集約に向けた検討行なった結果をもとに、漁協の枠を越えた相互利用により生産コストの削減を図り漁業経営の安定化を推進し、併せて競争力強化に向けた施設整備を検討していく。

⑤漁港機能再編

- ・行政機関と漁協は、人口減少等にも対応したインフラの集約・縮減を図るため、引き続き拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進し、必要な改良工事を行う。
- ・行政機関と漁協は、引き続き共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに整備計画に基づいた計画的な整備を推進する。

⑥効率的・効果的な資源造成

- ・行政機関は、引き続きアワビ種苗生産施設を効率的に運営するとともに、種苗供給・放流体制について、漁協及び漁業者と連携し、根付資源の増加に努める。
- ・行政機関と漁協は、引き続き各地域に組織されている藻場見守り隊と連携し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、藻場回復への各種取組を展開する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成に取り組む。

⑦地域活性化対策

- ・行政機関と漁協が引き続き連携し、観光客に対して、魚市場見学等観光事業と組み合わせた取組みを検討する。
- ・漁協青年部による水産物の地産地消を図るイベントを引き続き開催し、併せて、町内の漁業士会とも連携して魚食普及活動に取り組み、地域活性化を図る。
- ・また島外からの若者の新規就業の機会増を目指し、観光業とも連携した短期滞在型の漁業体験プログラム等を検討する。

以上の集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などといった取組を支障なく実施するため、定置網漁業者は、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。

（２）中核的担い手の育成対策

①担い手確保

- ・漁協は、引き続き行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとり、漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。
- ・行政機関は、引き続き漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生等に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行う。
- ・行政機関は、引き続き新規就業を促す方策として、住環境の整備について関係機関と連携し、検討を進める。

②担い手育成

- ・広域再生委員会は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、引き続き漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの支援を実施する。
- ・併せて、認定した中核的漁業者に対し、青年漁業士や指導漁業士など、浜のリーダーとしての認定を進めるとともに、引き続き長崎県経営支援協議会及び経営指導サポートセンターと連携し、経営指導等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関は、青年部等のグループ化を推進し、グループ間における操業情報の交換・共有を図るとともに、グループを対象として他地区漁業者との意見交換会の開催や先進地視察等を実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域浜プラン緊急対策事業（国）／（１）－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）／（１）－② ・新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）／（１）－② ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（国）／（１）－② ・離島輸送コスト支援事業（国）／（１）－② ・長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業（県）（１）－③ ・重要資源育成支援事業（県）（１）－③ ・強い養殖業経営体づくり総合対策事業（県）／（１）－③ ・収益性向上養殖技術開発事業（県）／（１）－③ ・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業等）（国）／（１）－④⑤ ・農山漁村地域整備交付金事業（国）／（１）－⑤ ・海岸堤防等老朽化対策事業（国）／（１）－⑤ ・離島漁業再生支援交付金事業（国）／（１）－⑥ ・浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）／（２）－① ・新規漁業就業者確保育成総合対策事業（国）／（２）－① ・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）／（２）－② ・競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）／（２）－② ・水産業経営支援事業（県）／（２）－② ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）／（１）－③ ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）／（１）－⑥

4年目（平成31年度）

取組内容	<p>（１）機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>①集出荷の機能集約【流通改善に向けた機能集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、これまで広域浜プラン実証調査支援事業を活用して試験調査を行った結果をもとに、漁協間の情報共有・連携のもと収益性の高い市場への出荷を実施する。 ・漁協は、これまで広域浜プラン実証調査支援事業を活用して試験的に実施した結果をもとに、島内輸送集荷について漁連等と連携し、新たなルートを使った集出荷の取組みを実施する。 ・漁協は、引き続き活魚出荷により収益性が高まる魚種について、短期蓄用等により漁協間で水揚情報を共有しつつ出荷調整を行う。 ・漁協は、漁協間で連携し、鮮魚、活魚ともロットを揃えて、これまでに開拓した新たな販路に共同で出荷する。 ・漁協及び旋網漁業者は、養殖餌料となる魚種については、養殖業者と連携を図り、養殖用餌料として確保する。 ・漁協は、漁協所有運搬船の効率的運用を図るため、他漁協水揚物の委託運搬・他漁協の水揚状況に応じた運行時刻の調整等を図り、共同出荷を試験的に実施する。 <p>②漁業生産体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁業者は、引き続き鮮魚において、既に確立された評価の高い鮮魚保持技術
------	---

を地域全体に浸透させ、鮮魚出荷の魚価向上を推進する。

- ・併せて、活魚においても、船上及び短期蓄養時の品質を揃えた管理について、引き続き地域全体での統一化に向けた取組みを推進する。
- ・漁協は、引き続き漁業者に対し、新たな漁法・漁場の開拓並びに過年度に整備した浮魚礁等の利活用を推進する。
- ・漁協は、漁業経費の削減による所得向上を図るため、漁業者に対し、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等を図る。

③養殖業の競争力強化

1) 魚類養殖業

- ・クロマグロ養殖においては、県産マグロの規格基準・出荷管理マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していくとともに、これまで検討した50kg以上の大型魚への生産移行を一部実践する。
- ・ブリ類においては、町内の養殖業者で連携し、各種承認制度を活用し品質の向上と安心・安全な養殖魚作りを推進するとともに、低コスト飼料の開発・実証・実用化に取り組む。
- ・ブリ類の国内向けの生産を維持しながら、肉質統一について試験養殖を引き続き実施する。
- ・施設整備については、グループ等において各種助成事業を利活用するなど計画的に実施する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き養殖業者と共に、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制の構築に向けた取組みを検討する。
- ・行政機関と養殖業者は、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を連携して実施し、引き続き漁場環境の把握に努める。

2) 貝類・介類養殖業

- ・カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を引き続き研究する。
- ・アワビ等の給餌型養殖については、餌用藻類の安定確保に向け、藻類養殖との複合経営の検討結果に基づきアワビ等の養殖を試験的に実施する。
- ・ナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養及び養殖の可能性、陸上養殖の可能性についての検討結果に基づきナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養を試験的に実施する。

3) 藻類養殖業

- ・漁協はこれまでの検討結果に基づき、ヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類の養殖を試験的に実施する。

④共同利用施設の再編

- ・行政機関と漁協は、これまで各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるよう施設の集約に向けた検討行なった結果をもとに、漁協の枠を越えた相互利用により生産コストの削減を図り漁業経営の安定化を推進し、併せて競争力強化に向けた施設整備を検討していく。

⑤漁港機能再編

- ・行政機関と漁協は、人口減少等にも対応したインフラの集約・縮減を図るため、引き続き拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進し、必要な改良工事を行う。
- ・行政機関と漁協は、引き続き共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに整備計画に基づいた計画的な整備を推進する。

⑥効率的・効果的な資源造成

- ・行政機関は、引き続きアワビ種苗生産施設を効率的に運営するとともに、種苗供給・放流体制について、漁協及び漁業者と連携し、根付資源の増加に努める。
- ・行政機関と漁協は、引き続き各地域に組織されている藻場見守り隊と連携し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、藻場回復への各種取組を展開する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成に取り組む。

⑦地域活性化対策

- ・行政機関と漁協が引き続き連携し、観光事業と組み合わせた取組を実施するため、必要とされる施設整備等を計画的に推進する。
- ・漁協青年部による水産物の地産地消を図るイベントを引き続き開催し、併せて、町内の漁業士会とも連携して魚食普及活動に取り組み、地域活性化を図る。
- ・また島外からの若者の新規就業の機会増を目指し、観光業とも連携した短期滞在型の漁業体験プログラム等を引き続き検討する。

以上の集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などといった取組を支障なく実施するため、定置網漁業者は、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。

（２）中核的担い手の育成対策

①担い手確保

- ・漁協は、引き続き行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとり、漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。
- ・行政機関は、引き続き漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生等に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行う。
- ・行政機関は、引き続き新規就業を促す方策として、住環境の整備について関係機関と連携し、検討を進める。

②担い手育成

- ・広域再生委員会は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、引き続き漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの支援を実施する。
- ・併せて、認定した中核的漁業者に対し、青年漁業士や指導漁業士など、浜のリーダーとしての認定を進めるとともに、引き続き長崎県経営支援協議会及び経営指導サポートセンターと連携し、経営指導等を実施する。
- ・行政機関は、青年部等のグループ化を推進し、グループ間における操業情報の交換・

	共有を図るとともに、グループを対象として他地区漁業者との意見交換会の開催や先進地視察等を実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域浜プラン緊急対策事業（国）／（１）－① ・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国）／（１）－② ・ 新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）／（１）－② ・ 新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（国）／（１）－② ・ 離島輸送コスト支援事業（国）／（１）－② ・ 長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業（県）（１）－③ ・ 重要資源育成支援事業（県）（１）－③ ・ 強い養殖業経営体づくり総合対策事業（県）／（１）－③ ・ 収益性向上養殖技術開発事業（県）／（１）－③ ・ 強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業等）（国）／（１）－④⑤ ・ 海岸堤防等老朽化対策事業（国）／（１）－⑤ ・ 離島漁業再生支援交付金事業（国）／（１）－⑥ ・ 浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）／（２）－① ・ 新規漁業就業者確保育成総合対策事業（国）／（２）－① ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業（国）／（２）－② ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）／（２）－② ・ 水産業経営支援事業（県）／（２）－② ・ 養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）／（１）－③ ・ 広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）／（１）－⑥

5年目（平成32年度）

取組内容	<p>（１）機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>①集出荷の機能集約【流通改善に向けた機能集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協は、これまで広域浜プラン実証調査支援事業を活用して試験調査を行った結果をもとに、漁協間の情報共有・連携のもと収益性の高い市場への出荷を実施する。 ・ 漁協は、これまで広域浜プラン実証調査支援事業を活用して試験的に実施した結果をもとに、引き続き島内輸送集荷について漁連等と連携し、新たなルートを使った集出荷の取組みを実施する。 ・ 漁協は、引き続き活魚出荷により収益性が高まる魚種について、短期蓄用等により漁協間で水揚情報を共有しつつ出荷調整を行う。 ・ 漁協は、漁協間で連携し、鮮魚、活魚ともロットを揃えて、引き続きこれまでに開拓した新たな販路に共同で出荷する。 ・ 漁協及び旋網漁業者は、養殖餌料となる魚種については、養殖業者と連携を図り、養殖用餌料として確保する。 ・ 漁協は、漁協所有運搬船の効率的運用を図るため、他漁協水揚物の委託運搬・他漁協の水揚状況に応じた運行時刻の調整等を図り、共同出荷を試験的に実施する。 <p>②漁業生産体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協と漁業者は、引き続き鮮魚において、地域全体で評価の高い鮮魚保持技術を確立させ、鮮魚出荷の魚価向上に取り組む。
------	---

- ・併せて、活魚においても、船上及び短期蓄養時の品質を揃えた管理について、引き続き地域全体での統一化に向けた取組みを推進する。
- ・漁協は、引き続き漁業者に対し、新たな漁法・漁場の開拓並びに過年度に整備した浮魚礁等の利活用を推進する。
- ・漁協は、漁業経費の削減による所得向上を図るため、漁業者に対し、船底清掃の回数増、省エネ航行の実施、省エネ機器導入の推進、漁業経営セーフティネットへの加入促進等を図る。

③養殖業の競争力強化

1) 魚類養殖業

- ・クロマグロ養殖においては、県産マグロの規格基準・出荷管理マニュアルに基づき規格基準に適合した養殖魚の出荷を実施していくとともに、引き続き 50kg 以上の大型魚への生産移行を一部実践する。
- ・ブリ類においては、町内の養殖業者で連携し、各種承認制度を活用し品質の向上と安心・安全な養殖魚作りを推進するとともに、低コスト飼料の開発・実証・実用化に取り組む。
- ・ブリ類の国内向けの生産を維持しながら、統一品質魚生産に用いる飼料設計を決定する。
- ・施設整備については、グループ等において各種助成事業を利活用するなど計画的に実施する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き養殖業者と共に、赤潮における漁業被害のリスク軽減のため、自主的なモニタリング体制の構築に向けた取組みを検討する。
- ・行政機関と養殖業者は、持続的養殖生産確保計画に基づく漁場調査を連携して実施し、引き続き漁場環境の把握に努める。

2) 貝類・介類養殖業

- ・カキ類・ムール貝等無給餌養殖の拡大を図るとともに、種苗の島内供給を目指し自家生産を引き続き研究する。
- ・アワビ等の給餌型養殖については、餌用藻類の安定確保に向け、藻類養殖との複合経営の検討結果に基づきアワビ等の養殖を試験的に実施する。
- ・ナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養及び養殖の可能性、陸上養殖の可能性についての検討結果に基づきナマコ・アオリイカ・マダコ等の蓄養を試験的に実施する。

3) 藻類養殖業

- ・漁協はこれまでの検討結果に基づき、ヒトエグサ等これまで地域で養殖されていなかった藻類養殖を試験的に実施する。

④共同利用施設の再編

- ・行政機関と漁協は、これまで各地域に点在する製氷・貯氷施設を効率的に利用できるよう施設の集約に向けた検討行なった結果をもとに、漁協の枠を越えた相互利用により生産コストの削減を図り漁業経営の安定化を推進し、併せて競争力強化に向けた施設整備を実施する。

⑤漁港機能再編

- ・行政機関と漁協は、人口減少等にも対応したインフラの集約・縮減を図るため、引

き続き拠点漁港への陸揚・集出荷機能等の集約化、それに伴う既存ストックの再活用を推進し、必要な改良工事を行う。

- ・行政機関と漁協は、引き続き共同利用施設等の適正な維持管理に努めるとともに整備計画に基づいた計画的な整備を推進する。

⑥効率的・効果的な資源造成

- ・行政機関は、引き続きアワビ種苗生産施設を効率的に運営するとともに、種苗供給・放流体制について、漁協及び漁業者と連携し、根付資源の増加に努める。
- ・行政機関と漁協は、引き続き各地域に組織されている藻場見守り隊と連携し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、藻場回復への各種取組を展開する。
- ・行政機関と漁協は、引き続き長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業、重要資源育成支援事業（クエ）等に取り組み、効果的な資源造成に取り組む。

⑦地域活性化対策

- ・行政機関と漁協が引き続き連携し、観光事業と組み合わせた取組を実施するため、必要とされる施設整備等を計画的に推進する。
- ・漁協青年部による水産物の地産地消を図るイベントを引き続き開催し、併せて、町内の漁業士会とも連携して魚食普及活動に取り組み、地域活性化を図る。
- ・また島外からの若者の新規就業の機会増を目指し、観光業とも連携した短期滞在型の漁業体験プログラム等を引き続き検討する。

以上の集出荷の機能集約、漁業生産体制の強化、共同利用施設の再編などといった取組を支障なく実施するため、定置網漁業者は、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。

（２）中核的担い手の育成対策

①担い手確保

- ・漁協は、引き続き行政機関及び新上五島町担い手対策協議会と密接な連携をとり、漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業就業者フェアへの参画等により地域内外の新規就業者の確保を図る。
- ・行政機関は、引き続き漁協及び新上五島町担い手対策協議会と連携し、学生等に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行う。
- ・行政機関は、引き続き新規就業を促す方策として、住環境の整備について関係機関と連携し、検討を進める。

②担い手育成

- ・広域再生委員会は、中核的担い手や意欲ある漁業者の競争力強化や、コスト削減などの経営の合理化を促すため、引き続き漁船リース事業や省力・省コスト機器の導入などの支援を実施する。
- ・併せて、認定した中核的漁業者に対し、青年漁業士や指導漁業士など、浜のリーダーとしての認定を進めるとともに、引き続き長崎県経営支援協議会及び経営指導サポートセンターと連携し、経営指導等を実施する。
- ・行政機関は、青年部等のグループ化を推進し、グループ間における操業情報の交換・共有を図るとともに、グループを対象として他地区漁業者との意見交換会の開催や

	先進地視察等を実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域浜プラン緊急対策事業（国）／（１）－① ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）／（１）－② ・新水産業収益性向上・活性化支援事業（県）／（１）－② ・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業（国）／（１）－② ・離島輸送コスト支援事業（国）／（１）－② ・長崎県ヒラメ共同放流強化支援事業（県）（１）－③ ・重要資源育成支援事業（県）（１）－③ ・強い養殖業経営体づくり総合対策事業（県）／（１）－③ ・収益性向上養殖技術開発事業（県）／（１）－③ ・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業等）（国）／（１）－④⑤ ・離島漁業再生支援交付金事業（国）／（１）－⑥ ・浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業（県）／（２）－① ・新規漁業就業者確保育成総合対策事業（国）／（２）－① ・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）／（２）－② ・競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）／（２）－② ・水産業経営支援事業（県）／（２）－② ・養殖用生餌供給安定対策支援事業（国）／（１）－③ ・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロの混獲回避活動支援）（国）／（１）－⑥

※プランの実施期間が６年以上となる場合、記載欄を適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」は、活用を予定している国（水産庁以外を含む。）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

（５）関係機関との連携

<p>○集出荷の機能集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外を含むより高い市場へのお荷を因るため、主要施設である本土魚市場と情報を共有し、長崎県漁業協同組合連合会等の系統と連携して流通体制の機能集約・再構築を因る。 <p>○栽培漁業の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者のニーズに沿った種苗生産・放流を五島列島栽培漁業推進協議会及び新上五島町栽培漁業推進協議会と連携し、計画的な事業推進を因る。 ・磯焼けに伴う藻場の減少対策について産学官による協力体制を構築し、共同で藻場回復策を展開していく。 <p>○中核的担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲を持って経営改善に努め地域の漁業後継者の指導育成を担い、本町のモデル漁業者となる中核的漁業者の確保・育成により、新規就業者の定着率の向上を因る。また、新規就業者確保のために、新上五島町漁業担い手確保協議会と密接な連携をとり、併せて、全国漁業就業者確保育成センター等と情報を共有し、漁業就業支援フェア等の活用を推進する。

(6) 他産業との連携

- ・ 島内の飲食店及び宿泊施設に対する水産物供給を新上五島町観光物産協会と連携し、観光客向けに充実させて行く。
- ・ 併せて島内外で開催される各種イベントへの積極的参加により水産物のPR及び魚食普及の取り組みを推進する。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

- 流通体制の機能集約による漁業者の手取り率の向上
流通体制の機能集約により流通経費率の圧縮を図り、漁業者の手取り率を向上させることを目標とする。
- 統一肉質ブリ生産用養魚用飼料の設計
養殖業における協業化推進の根幹となる肉質統一を実現するため、生産に用いる養殖用飼料の設計を成果目標とする。
- 中核的漁業者の認定
漁業経営の多角化や経営実態把握に努めるなど、意欲を持って経営改善に取り組むとともに、本町のモデル漁業者として地域の漁業後継者の指導・育成を担う中核的漁業者数を成果目標とする。
- 新規就業者の定着率向上
漁家子弟の漁業継承が減少している現状があるため、漁協と行政機関の連携により新規就業者の確保を図る。また漁協と行政機関及び新上五島町担い手対策協議会との連携により漁業後継者の確保に努めるとともに、漁業研修制度等の利活用により定着率の向上を図る。

(2) 成果目標

漁業者手取率		基準年	平成27年度： 77.2%
		目標年	平成32年度： 78.4%
統一肉質ブリ生産用 養魚用飼料の設計		基準年	平成27年度： 0件
		目標年	平成32年度： 1件
中核的漁業者数	後継者の指導・育 成の担い手	基準年	平成27年度： 0名
		目標年	平成32年度： 30名
新規就業者の 定着率向上		基準年	平成27年度： 64%
		目標年	平成32年度： 70%

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

- 流通体制の機能集約による漁業者の手取り率の向上
基準年の手取り率については、島内7漁協からの聞き取りにより、平均値を採用した。流通体制の機能集約を実行することにより、漁協間の連携や協同利用等を図ることにより、実現可能な流通経費の比率の低下を検討した結果を用い、漁業者の手取り率を1.2%向上することとした。
- 統一肉質ブリ生産用養魚用飼料の設計
養殖業における協業化推進の根幹となる肉質統一を実現するため、生産に用いる養魚用飼料の設計数1を成果目標とした。
- 中核的漁業者の認定
漁業を本町の基幹産業の一つとして維持していくために必要な、後継者の指導・育成を担う中核的な漁業者の育成につとめ、町内における中核的漁業者を1漁協4名の7漁協で28名と組合員数の多い漁協で2名加算の計30名以上認定する。

○新規就業者の定着率向上

学生に対する漁業就業への意識啓発、漁業体験の実施、新規就業者の募集、就業マッチング、漁業技術習得に向けた研修支援を行い、新規就業者の定着率の向上を図る。

平成25年度に新たに漁業に就業者した者の2年後における漁業への定着率が64%であったので、これを70%に向上させることを目標とした。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
・広域浜プラン緊急対策事業 (国)	内 容：流通体制の機能集約による魚価向上の取組みで活用 関連性：広域浜プランに基づくその実行に必要な取組みへの支援
・漁業経営セーフティーネット構築事業 (国)	内 容：燃油価格の高騰に備えるため、加入促進を図る 関連性：燃油・飼料高騰対策
・新水産業収益性向上・活性化支援事業 (県)	内 容：漁業者の収益性向上、地域活性化を図るため、水産施設や漁業機器等の整備についての支援 関連性：水産基盤整備
・新上五島町漁船用燃油高騰対策事業 (町)	内 容：燃油購入経費の一部補助による漁業経営の安定化支援 関連性：燃油高騰対策
・離島輸送コスト支援事業 (国)	内 容：輸送コストの低廉化を図り、本土との格差是正を図る 関連性：輸送コストに対する支援
・長崎県ヒラメ共同放流教科支援事業 (県)	内 容：ヒラメ種苗放流の拠点化による効率的な資源造成と効果調査に対する支援 関連性：効率的・効果的な資源造成に活用
・重要資源育成支援事業 (県)	内 容：クエの種苗放流と資源管理を組み合わせた取組みによる資源回復への支援 関連性：効率的・効果的な資源造成に活用
・強い養殖業経営体づくり総合対策事業 (県)	内 容：共同出荷体制づくり 関連性：養殖業の競争力強化に活用
・収益性向上養殖技術開発事業 (県)	内 容：養殖業者のコスト削減 関連性：養殖業の競争力強化に活用

・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）（国）	内 容：岸壁等に車止めを設置し、安全で快適な漁村づくりを形成。また、産地における所得の向上等の取組に対する支援 関連性：共同利用施設の整備に活用
・水産物供給基盤機能保全事業（国）	内 容：施設機能の回復・改善を計画的な取組みにより施設の長寿命化を図る 関連性：水産基盤整備
・農山漁村地域整備交付金事業（国）	内 容：漁業生産及び流通加工の拠点となる漁港の機能向上のため、漁港施設等の整備及び磯焼けに対する藻場回復のための漁場整備に活用 関連性：水産基盤整備
・海岸堤防等老朽化対策事業（国）	内 容：漁港海岸施設の機能調査・診断を行い、施設の長寿命化を図る。また、開口部の対策を実施 関連性：水産基盤整備
・漁港施設機能強化事業（国）	内 容：地震に対する漁港及び背後集落の安全対策として機能強化にかかる整備を実施 関連性：水産基盤整備
・離島漁業再生支援交付金事業（国）	内 容：離島振興及び漁業者の活動支援 関連性：磯焼け対策、種苗放流等の取組み支援
・浜の活力・漁業就業促進総合支援事業（県）	内 容：新規就業者の確保・育成を目的とした段階に応じた支援 関連性：中核的担い手の確保・育成の取組で活用
・新規漁業就業者総合支援事業（国）	内 容：新規就業者の確保・育成を目的とした段階に応じた支援 関連性：中核的担い手の確保・育成の取組で活用
・浜の担い手漁船リース緊急事業（国）	内 容：中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船リースの取組を支援 関連性：当地区の中核的漁業者の体質強化で活用
・水産業競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）	内 容：生産性の向上、省力・省コスト化に資する機器等の導入支援 関連性：漁業コスト削減の取組で活用
・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	内 容：中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船リースの取組を支援 関連性：当地区の中核的漁業者の体質強化で活用
・水産経営支援事業（県）	内 容：中核的漁業者の漁業所得向上に向けた経営指導、経営改善計画策定などの取組みについての支援 関連性：中核的漁業者に対する経営支援

<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生加速化交付金(国) 	<p>内 容：養殖業の輸出拡大、定置網漁業の雇用促進等で活用 関連性：輸出拡大、雇用促進、生産性向上対策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・養殖用生餌供給安定対策 支援事業（国） 	<p>内 容：養殖用生餌の安定確保の取組み 関連性：養殖業の競争力強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広域浜プラン緊急対策事業（ク ロマグロの混獲回避活動支援） （国） 	<p>内 容：定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網におけるクロマグ ロの入網が確認された際における混獲回避するための取組み 関連性：効率的・効果的な資源造成</p>

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性」のみ記載する。